

さいたま市告示第1193号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）別表第12第3号の規定に基づき、気体排出口における臭気排出強度又は臭気指数の許容限度の算定方法を次のとおり定めたので、告示する。

平成20年11月19日

さいたま市長職務代理者

さいたま市副市長 小宮 義夫

1 排出口の高さが15メートル以上の施設

次に定める式により臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、平成20年さいたま市告示第1192号第3の4の規定により算定される値をいう。以下同じ。）の量を算出するものとする。

$$q_t = (60 \times 10^A) / (F_{max})$$

$$A = (L) / (10) - 0.2255$$

これらの式において、 q_t 、 F_{max} 及びLはそれぞれ次の値を表すものとする。

q_t 排出ガスの臭気排出強度（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎分）

F_{max} 悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2第1項第1号の規定に基づく方法により算出する値を表す。

L さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第12第2号の表の規制基準として定められた値

2 排出口の実高さが15メートル未満の施設

次の式により排出ガスの臭気指数を算出する方法

$$I = 10 \times L \log C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 10^B$$

$$B = (L) / (10)$$

これらの式においてI、K、 H_b 及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。

I 排出ガスの臭気指数

K 次表の左欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の右欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が0.6メートル未満の場合	0.69
排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合	0.20
排出口の口径が0.9メートル以上の場合	0.10

H_b 周辺最大建物の高さ（単位 メートル）。ただし、算出される値が10未満である場合又は10以上であって排出口の実高さ（単位 メートル）の値の1.5倍以上である場合には、第1欄に掲げる算出される値の大きさ及び第2欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第3欄に掲げる式により算出される高さ（単位 メートル）とする。

第1欄	第2欄	第3欄
-----	-----	-----

10未満	6.7メートル以上	10メートル
	6.7メートル未満	排出口の実高さの1.5倍
10以上であって排出口の実高さ(単位メートル)の値の1.5倍以上		排出口の実高さの1.5倍

L 規則別表第12第2号の表の規制基準として定められた値

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。